

# 「再起支援補助金」要件を緩和

4月から受付が始まっている「中小企業等再起支援補助金」。コロナで売上げが落ち込んでいる中小企業等への独自の支援ですが、売上げ減少50%以上であることや、事後申請であることなど、要件が厳しく、「長引くコロナ禍の影響で苦しんでいる中小企業を広く対象に」「事後申請による補助でなく、給付こそ必要」など、改善を求める声が多く寄せられています。

党議員団は、売上げ15%以上減少の事業者への一律給付とする修正案を提案し、改善を求めてきました。今回、事業の終了予定日を前に、一部要件緩和が実現することとなり、勧業交通水道委員会で報告されました。多くの改善を求める声があったものです。

広報を強め、対象となる事業者がもれなく使えるよう、また、さらに実態に寄り添った制度となるよう求め、皆さんと一緒に奮闘します。ご意見・ご要望をお寄せください。

	現行	改正
補助対象	3月までの時短要請協力金の対象とならず、 2020年12月～2021年3月までの任意の1月の売上高が前年または前々年同期比で50%以上減少している中小企業、小規模事業者、個人事業主。	2020年12月～2021年7月までの任意の1月の売上高が前年または前々年同期比で30%以上減少している中小企業、小規模事業者、個人事業主。4月25日以降、新たに時短・休業協力金対象となった事業者は申請可能。
	商店会、業界団体等(主たる事業所を市内に設けている、又は構成員の半数以上が市内事業者)	
補助対象経費	感染症対策、事業継続の取組等に広く活用可能(2/3以上は府内調達) マスク、消毒液、空気清浄器、パーティション、サーモグラフィ、ネット販売のシステム構築、パソコン・タブレット、経営改革に向けたコンサルティング等、キャッシュレス対応など、新商品の開発、ホームページ制作・広告、販売促進用のチラシ作成、案内パンフレット、動画制作、従業員等のスキルアップ研修、店舗改装、清掃費など (通信料・郵送料・交通費・宿泊費・税金・社会保険料・飲食費等は対象外) ※詳しくは、市議団までお問い合わせください	
補助額・率	上限:法人・団体15万円、個人事業者10万円	補助率:3/4以内
事業実施期間	3月1日～7月16日	3月1日～10月15日
申請受付期間	4月12日～7月30日	4月12日～10月29日